



平成 26 年 6 月 13 日

各 位

会社名	株式会社宇徳
代表者名	取締役社長 外園 賢治
(コード番号	9358 東証第 1 部)
問合せ先	人事総務部長 渡邊 敏美
(TEL	03-5769-3792)

訴訟の提起及び訴状却下決定に関するお知らせ

当社は、マレーシアのクアラルンプール高等裁判所において、Hot-Can SDN.BHD(以下「HC 社」といいます。)より、下記のとおり訴訟の提起を受け、その後、訴状却下決定が出されましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び提訴に至った経緯

標題に記載の訴訟(以下「本訴訟」といいます。)の原告 HC 社は当社のマレーシア子会社である UTOC ENGINEERING (MALAYSIA)SDN.BHD(以下、「UTOC(M)」といいます。)(2012 年 10 月 25 日付会社清算済)との間で、2004 年、機械設置に関する請負契約を締結し、同契約に基づく請負業務を UTOC(M)は 2005 年 3 月に完了しました。しかしながら、代金が支払われなかったため、UTOC(M)はマレーシアのクアラルンプール高等裁判所において HC 社に対して支払を求める訴訟を提起し、2005 年 8 月 4 日同裁判所より HC 社に対し代金支払を命じる判決が出ました。他方、HC 社は、UTOC(M)の債務不履行を理由とし UTOC(M)の支払請求の差止請求を行いました。2006 年 1 月 26 日に同裁判所に請求は棄却されました。しかし、その後も HC 社が支払をしないため、UTOC(M)は HC 社に対して工事代金未払金回収のため清算手続申立てを行いました。しかし、棄却されました。

HC 社は、UTOC(M)が清算手続を申し立てたことで営業妨害を受けたとし、2008 年 12 月 23 日同裁判所において、UTOC(M)に対し、約 7 千 7 百万米ドルの損害賠償請求訴訟を提起しました。一方、UTOC(M)は長年赤字経営が継続しておりコスト削減等の経営改善策も功を奏さなかったため会社清算を行うことを 2010 年 6 月 30 日に決定しました。UTOC(M)は、早期に清算手続を完了させるためには清算手続の中で上記 HC 社に対する債権債務の有無を確定させる必要があったため、清算手続中を理由に上記訴訟に出席しなかったところ、UTOC(M)に対して HC 社に損害賠償等総額約 4 千 2 百万米ドルの支払を命じる判決が 2012 年 1 月 4 日同裁判所から出され、UTOC(M)の HC 社に対する債務が確定しました。その後 UTOC(M)の会社清算手続において、清算人から HC 社に対して清算の通知等が行われましたが、HC 社からは債権の届出がされないまま、清算手続が終了し、UTOC(M)の支払債務はマレーシア法上も適法に消滅しました。

以上の経緯の後、2014 年 2 月 12 日、マレーシアのクアラルンプール高等裁判所からの召喚状が HC 社の代理人弁護士を經由して当社宛に届きました。召喚状に添付された書類の内容は後記 2. のとおりですが、他方で召喚状等一式書類の送達方法がマレーシア法及び日本法の定める司法共助の方式に則っていないなど適法な送達形式となっていないため、当社は現在迄同裁判所において送達が無効であり訴訟係属が生じていない旨主張し、訴訟係属自体を争いましたところ、後記 3. 記載のとおり、当社の主張が同裁判所において認められたと、マレーシアにおける代理人弁護士から報告を受けました。

2. 訴訟の内容

(1) 訴訟が提起された日

2014年1月3日(マレーシア高等裁判所が訴状を受領した日)

(2) 訴訟を提起した者の概要

- ①名 称 Hot-Can SDN.BHD
- ②所 在 地 No.8 Jalan Satu System Industrial Lot, Balakong 43200, Cheras Selangor, Malaysia
- ③代表者の役職・氏名 Director Kenneth Warren Kolb

(3) 訴訟の内容

法人格否認の法理に基づき、当社に対し、マレーシア子会社である UTOC(M) が HC 社に対して負う損害賠償債務と同一の義務の履行を求めるもの。

(4) 損害賠償請求額等

4千2百万米ドル

3. 裁判所による決定

(1) 決定のあった裁判所及び年月日

マレーシア・クアラルンプール高等裁判所 2014年6月10日

(2) 決定の概要

訴状を却下する旨の決定があり、HC 社の請求が退けられました。

4. 今後の見通し

本訴訟について、弊社に対し HC 社から適法な訴状の送達を受けておらず、訴訟の係属はそもそも生じていないものと認識しており、開示しておりませんでした。

今後は、上記3. 記載の決定に対する HC 社の不服申立て期間が1ヶ月ありますので、不服の申立てがありましたら再度情報を開示いたします。

なお、当社の業績予想に変更はございません。

以 上